

要旨	<p>当機構における勤務実態等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。 (規程第 号)</p>
内容	<p>以下のとおり、職員給与規程の一部改正を行う。</p> <p>1 特殊勤務手当の新設</p> <p>(1) 航空手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機に搭乗し、救急医療又は患者搬送のため、診療等の業務に従事した職員に対して支給</li> <li>・ 手当額は1時間につき1,900円</li> </ul> <p>(2) 医師派遣手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的医療機関に派遣され、診療等の業務に従事した医師に対して支給</li> <li>・ 手当額は1日につき30,000円(4時間超の場合は100/100を加算)</li> </ul> <p>2 管理職員特別勤務手当の改正</p> <p>正規の勤務時間外又は休日等に診療業務を行った管理職員に対して支給</p> <p>3 初任給基準表等の改正</p> <p>6年制課程を卒業した薬剤師の初任給基準表等の改正</p> <p>4 管理職手当支給区分表の改正</p> <p>(1) 組織改編に伴う管理職手当支給区分の新設及び廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設 : 内科系診療統括部長、外科系診療統括部長、中央診療統括部長、がんセンター統括部長、救命救急センター統括部長、周産期センター統括部長、地域連携センター統括部長等</li> <li>・ 廃止 : 外来診療部長、入院診療部長、がん診療部長、地域医療連携部長、周産期センター一部長、救急診療部長、(北病院)医療部長</li> </ul> <p>(2) 中央病院の手術診療部長、放射線部長及び検査部長に係る管理職手当支給区分の整理</p> <p>6種(理事長が認める者にあつては5種) → 6種</p>
施行期日	<p>平成24年4月1日から施行する。 ただし、4(1)の一部の職については、平成24年3月31日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程新旧対照表（平成24年3月31日施行分）

新		旧	
別表13 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）		別表13 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）	
組織	職	組織	職
法人本部	本部事務局長	法人本部	本部事務局長
	本部事務局次長		本部事務局次長
	総看護師長		—
	副総看護師長		—
略		略	
	支給区分		支給区分
	一種		一種
	六種（五種）		六種（五種）
	七種		—
	八種		—



額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第56条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当の支給を受ける者であつて、次に掲げる者に対して

支給する。

二 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した者(次号から第四号までのいずれかに該当する者は除く。)

三 宿日直勤務を命ぜられた者であつて、当該勤務時間中に診療等の業務(宿日直勤務において実施することとされているものを除く。)に従事した者

三 正規の勤務時間外又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等における正規の勤務時間中に救急呼出により救急医療等の業務に従事した者

四 前二号に準ずるものとして理事長が定める勤務をした者

2 前項の 手当の額は、 勤務1回につ

き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める

額とする。

一 前項第一号に掲げる者 12,000円を超えない範囲内におい

(管理職員特別勤務手当)

第56条 管理職手当の支給を受ける者が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、その者には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において、別表13に掲げる支給区分に応じ、下記各号に定める額(勤務に従事した時間が1時間以上3時間未満の場合はその額に100分の70、1時間未満の場合はその額に100分の40をそれぞれ乗じて得た額)とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

一 一種 12,000円



別表6 学歴免許等資格区分表（第8条関係）

学歴免許等資格の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
一 大学卒	一 博士課程修了	略
	二 修士課程修了	略
	三 専門職学位課程修了	略
	四 大学六卒	1 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限六年のものに限る。）の卒業 2 略
略	略	略
	略	略

別表6 学歴免許等資格区分表（第8条関係）

学歴免許等資格の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
一 大学卒	一 博士課程修了	略
	二 修士課程修了	略
	三 専門職学位課程修了	略
	四 大学六卒	1 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限六年のものに限る。）の卒業 2 略
略	略	略
	略	略

別表9 初任給基準表 (第13条関係)

一～二 略

三 医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学六卒	二級十七号給
	大学卒	二級五号給
略	略	略

別表9 初任給基準表 (第13条関係)

一～二 略

三 医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	二級五号給
略	略	略

別表13 管理職手当支給区分表 (第38条、56条関係)

組織	職	支給区分
法人本部 中央病院	略	略
	院長	一種
	事務局長	四種 (三種)
	副院長	三種
	医療局長	四種
	事務局次長	六種 (五種)
	施設管理幹	八種 (七種)
	看護部長	五種 (四種)
	内科系診療統括部長	五種
	外科系診療統括部長	五種

別表13 管理職手当支給区分表 (第38条、56条関係)

組織	職	支給区分
法人本部 中央病院	略	略
	院長	一種
	事務局長	四種 (三種)
	副院長	三種
	医療局長	四種
	事務局次長	六種 (五種)
	施設管理幹	八種 (七種)
	看護部長	五種 (四種)

中央診療統括部長	五種
がんセンター統括部長	五種
救命救急センター統括部長	五種
周産期センター統括部長	五種
地域連携センター統括部長	五種
手術診療部長	六種
放射線部長	六種
検査部長	六種
略	略
院長	三種
副院長	四種
事務局長	五種
略	略
北病院	

外来診療部長	六種 (五種)
入院診療部長	六種 (五種)
手術診療部長	六種 (五種)
がん診療部長	六種 (五種)
地域医療連携部長	六種 (五種)
周産期センター部長	六種 (五種)
救急診療部長	六種 (五種)
放射線部長	六種 (五種)
検査部長	六種 (五種)
略	略
院長	三種
副院長	四種
事務局長	五種
医療部長	六種 (五種)
略	略
北病院	